

宣言 8 快適な暮らしを支える都市基盤を整えます！

生活の基盤でありまちづくりの基本的な要素である道路や上下水道などの計画的な整備による機能充実と、良質な住環境の確保に向けた住宅施策の展開や公共交通の充実を図るなど、快適な生活空間の実現に向けた環境整備を進めます。

28 既存ストック

29 市街地・景観

30 道路・橋りょう

31 公共交通

32 住宅・宅地

33 上水道

34 下水道

既存ストック

1 眠る資源の活用（既存ストック活用）

1 眠る資源の活用（既存ストック活用）

施策281
都市計画課・経営改善課・産業課・
企画広報課・地域安全課

▶現状・課題

近年の社会情勢により、市街化区域内の都市的低・未利用地や空き家、遊休農地、企業が保有する土地・施設など、市内には活用されていない「土地」・「建物」等が増えています。これらは利活用の方法を工夫したり、新たな視点や価値を付与したりすることで、市民サービスの向上や地域の新たな活力創出につながる可能性のある「資源」になり得るものです。今後は、こうした貴重な資源を「地域の宝」として、利活用を促進し、魅力あるまちの形成のために役立てる必要があります。加えて、公共施設については、今ある施設を有効に活用する視点を持ち、多機能・多用途化も検討するなど、効率的かつ効果的な施設管理が必要とされています。

また、土地・建物等だけでなく、このまちに活力を与え魅力を高めるのは、女性をはじめとして、若者、高齢者などの「人」であり、それは本市にとってもっとも重要な「資源」であり「財産」です。今後は、様々な主体が、あらゆる場や機会を得て「活躍の出番」と「居場所」のあるまちづくりを進めていく必要があります。

▶目指す姿

地域の資源が効果的に活用できるよう、それぞれの分野において適切な手法が整理され、積極的な利活用が進められています。

▶施策の展開方向

1	市街化区域内の低・未利用地の活用	市街化区域内の都市的低・未利用地における無秩序な開発を防止するとともに、一定規模以上の土地の宅地化を促進するため、土地の有効活用と公共施設の整備を推進します。
2	空き家の流通促進	所有者に対して住宅活用に関する情報提供を行うことにより、空き家を資源として認識してもらえよう啓発を行いながら、「空き家情報提供サイト(空き家バンク)」の活用による流通の促進を図ります。
3	遊休農地の活用	耕作放棄地の実態を的確に把握し、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の活動を通じて、耕作できる人に斡旋するなど有効活用を図ります。また、民間企業による適正な農業参入を促進し、教育ファームや観光農園、福祉農園としての利用なども含めた農地の多面的な有効活用策を検討します。
4	民間資産の活用	活力ある地域づくりのためには、今後は、市内企業等の「民のチカラ」の重要性がさらに増してきます。企業等が所有する様々な資産のうち、活用されていないものを市民サービスに寄与する貴重な資源として捉え、有効な活用を図ります。
5	公共施設の効果的な活用・運営	新たな機能を持った新たな施設を作るのではなく、今ある施設を有効活用する視点を持つことが重要です。現在の施設を適正に管理することとあわせて、利用率や維持費用など多角的な視点に立ち、施設自体のあり方や機能の見直しも含めた検討を実施します。効率的な施設の維持管理・整備を行い、誰もが使いやすい施設を目指します。

6

人材の登用・活用
(活躍の場づくり)

最大の資源は「人」です。犬山市は、市民活動や地域の伝統文化の保全をはじめとしたまちづくりに携わる貴重な人材が豊富です。まちの魅力と活力を高めるため、女性や若者、高齢者をはじめ、多様な主体がいきいきと輝き、活動できるような居場所や出番をつくります。

▶重点事業

<p>空き家活用促進事業</p>	<p>所有者に対し住宅活用に関する情報提供を行うことにより、空き家を資源として認識してもらうよう啓発を行いながら、「空家情報提供サイト（空き家バンク）」を活用することで流通の促進を図ります。</p>
<p>耕作放棄地解消事業</p>	<p>インターネット等で農地情報を公開し、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等を通じて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農地の集約化を促進するとともに、耕作放棄地を再生・利活用する取組みを支援します。</p>
<p>人材バンクの構築 (活躍の場づくり事業)</p>	<p>様々な特技を持ち、多様な活動を行っている人・団体など、豊富な「人材」の情報を取りまとめるとともに、公共施設をはじめ、店舗、空き地、自然など、多様な地域資源を「活躍の場」として設定します。また、こうした「人」と「場」、「モノ」等のマッチングが円滑に進むような体制を整えることで、市域全体が「活躍の場」となり、さらなるにぎわいと活力を高めます。</p>

犬山市空き家バンクホームページ



トップページ



詳細ページ

市街地・景観

- 1 駅周辺地区の整備
- 2 市街地の整備
- 3 地域特性を活かした景観づくり

1 駅周辺地区の整備

施策291
都市計画課・整備課・歴史まちづくり課・産業課

▶現状・課題

本市においても、車社会の進展や郊外型大型店舗の出店などにより、駅周辺の既存の商店街では、一時のにぎわいが失われつつあります。こうしたことから、駅周辺は、今後とも地域の拠点として地域交通の利便性の向上を図るなど効果的な整備を進めていくことが求められています。

近年では、楽田駅及び羽黒駅の駅前広場を整備するなど各種整備を実施していますが、今後一層、駅を核とした魅力あるまちづくりを進めるためには、市民と協働でまちの活性化を図り、にぎわい創出に取り組む必要があります。

なかでも、城下町地区を含む犬山駅西地区は、市の玄関口として犬山祭や犬山城のほか登録有形文化財など歴史的資源が数多く残っており、今後も歴史的なまちなみを保全することが必要です。

また、城下町地区の最寄り駅である犬山駅や犬山口駅から城下町地区にいたる動線には来訪者などが安全に行き交うことのできる歩道や案内看板が統一されていないなど設備面が不十分な箇所もあるため、地域住民と合意形成を図りながら、来訪者を迎え入れるための適切な動線確保や誘導対策が求められています。

さらに、羽黒駅、楽田駅においても、駅周辺地区の活性化や市民の利便性の向上、歩行者などの安全確保に向け、住民との協働による整備を進める必要があります。

▶目指す姿と目標指標

各駅が地域特性を活かした拠点施設としての機能を十分に発揮した利便性の高い駅となり、活力とにぎわいあふれる地域となっています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値
				2022年度
◆駅前広場の整備箇所数	箇所	2 (2009年度)	3 (2015年度)	5

駅前広場が整備されている箇所数（市内駅数7箇所）。整備箇所の増加を目指します。

▶施策の展開方向

1	駅周辺の魅力づくり	商業地をにぎわいの核とするために、商業機能の充実を図るとともに、地域住民との協働によりまちづくりの課題などを検討しながら、生活拠点として市民交流の場や生活サービス提供の場の導入を進め、駅周辺の魅力づくりに取り組みます。
2	来訪者に対応した駅周辺の整備推進	犬山口駅から城下町地区、犬山城への道路上の案内看板の整備など、来訪者を意識した駅周辺の整備を進めます。
3	駅周辺の整備推進	楽田駅や羽黒駅において、周辺の基盤整備を推進します。

2 市街地の整備

施策292
都市計画課・整備課・土木管理課・産業課

▶現状・課題

本市の市街化区域は、住居系用途地域が約66%、商業系用途地域が約11%、工業系用途地域が約23%の割合となっています。市街化区域における都市的低・未利用地^{*}は市街化区域全体の約10%となっています。

また、本市の人口は平成21年（2009年）をピークに減少傾向にあります。そのため、土地利用ニーズに対応しつつ、拡大型から集約型まちづくりへの転換が求められています。

また、今後は、少子高齢化の一層の進展が見込まれることから、財源の確保に向けた地域経済基盤の確立と雇用機会の確保が重要であり、本市においても、羽黒・楽田地区（昭和41年（1966年）～）、高根洞地内（平成15年～）の工業用地のほか、環境と調和した新たな工業用地の確保が求められています。あわせて、まちの魅力向上に伴う新たな定住人口向けの宅地化などを想定した市街化区域内の都市的低・未利用地の有効活用も求められています。

また、市民が安全で快適な生活を送ることができるよう、既存市街地における地区計画^{*}区域内での計画的な一路線ごとの道路整備計画の立案、展開が必要です。

▶目指す姿と目標指標

既存市街地の公共施設や生活利便施設などの既存ストックを活用し、その機能を維持、向上させつつ、計画的な都市基盤整備や土地利用が図られ、市民が安全・快適で住みやすい生活を送っています。また、新たな工業用地が確保され、優良企業の誘致や市内企業の工場拡張などが進み、活力のあるまちになっています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値
				2022年度
◆公共により整備された工業用地面積	ha	92 (2009年度)	92 (2015年度)	112
◆地区計画区域内道路の整備率	%	0.0 (2008年度)	2.7 (2015年度)	12.0

県及び市により整備された工業用地と地区計画の策定により整備された工業用地の合計面積。これまでの製造品出荷額等の伸び率を今後も確保するために必要な新しい工業用地の確保を目指します。

地区計画区域内における道路の整備計画延長（5,772m）に対する整備済み延長の割合。整備済み延長の上昇を目指します。

▶施策の展開方向

1	工業用地の確保	土地利用計画のもとに新たな工業用地の確保を図り、環境と調和した工業団地の整備や企業誘致を進めます。
2	市街化区域内都市的低・未利用地の整備促進	市街化区域内の都市的低・未利用地における無秩序な開発を防止し、特に一定規模以上の土地の宅地化を促進するとともに、貴重な緑などの保全も含めた土地の有効活用と公共施設の整備を推進します。
3	計画的な土地利用の推進	地域の特性、住民ニーズに応じて、適切な用途地域や地区計画の活用などを検討し、計画的な土地利用を図っていきます。

▶重点事業

市街化区域内都市的
低・未利用地の整備促
進の関連事業

土地区画整理事業^{*}等により面的整備を図ることが困難であると判断される市街化区域内農地などについて、無秩序な開発を防止し、土地の有効利用と公共施設の整備を図るため「市街化区域内農地等の整備促進に関する指導要綱」に基づく申請による、面積が0.5ha以上1ha未満で、農地などを概ね70%以上有している地区の公共施設の整備を図ります。

用途地域別面積・構成比

(平成28年12月末現在)

用途地域区分	建ぺい率／容積率	面積	比率
第1種低層住居専用地域	60/100、30/50	140ha	13.2%
第2種低層住居専用地域	60/100	17ha	1.6%
第1種中高層住居専用地域	60/150、60/200	75ha	7.1%
第2種中高層住居専用地域	60/200	34ha	3.2%
第1種住居地域	60/200	341ha	32.3%
第2種住居地域	60/200	67ha	6.3%
準住居地域	60/200	30ha	2.8%
近隣商業地域	80/200	62ha	5.9%
商業地域	80/400	52ha	4.9%
準工業地域	60/200	47ha	4.5%
工業地域	60/200	64ha	6.1%
工業専用地域	60/200	128ha	12.1%
市街化区域	—	1,057ha	100.0%
市街化調整区域	—	6,433ha	—
計		7,490ha	—

(資料 都市計画課)

3 地域特性を活かした景観づくり

施策293
都市計画課・歴史まちづくり課

▶現状・課題

本市は、平成5年(1993年)に犬山市都市景観条例を制定し、良好な景観形成のために独自の取組みを行ってきました。平成17年に景観行政団体*となり、平成19年に犬山市景観条例を施行し、犬山市景観計画(平成20年度~)を策定しました。さらに、平成21年に、地域における歴史的風致*の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)に基づく犬山市歴史的風致維持向上計画(平成20年度~平成30年度)の認定を受けるなど、景観に対する取組みを進めてきました。

その一方で、歴史的価値の高い建造物と周辺市街地の良好な環境形成を図る城下町地区において、歴史的風致の観点から景観阻害要因となっている公共施設が立地しているなどの課題もあります。

今後も、犬山市景観計画の積極的な推進や良好な景観形成への取組みを通じ、市内のすべての地域が美しく、市民が将来にわたって住み続けたいと思えるようなまちになるように、市民・事業者、行政が協働で景観形成に取り組むことが求められています。

▶目指す姿と目標指標

犬山らしい良好な景観を創るため、市民や来訪者をはじめとした誰もが、市全域に広がる歴史的風致が市の共有財産であることを認識し、市民・事業者、行政などが一体となりそれぞれの役割を担いながら、景観を創り、守り、育て、これを後世に引き継いでいます。

目標指標	単位	当 初	実績値	目標値
		(2009年度)	(2015年度)	2022年度
◆景観地区*数	地区	0	0	1
景観地区に指定された地区数。景観形成促進地区*に指定された地区において、さらに積極的に良好な景観の形成を図っていくため1地区の指定を目指します。				
◆景観形成促進地区数	地区	6	11	15
景観形成促進地区に指定された地区数。犬山市景観計画に定める城下町ゾーンにおいて期限を定め意欲的に良好な景観形成を推進する地区の増加を目指します。				

▶施策の展開方向

1	地域の特性を活かした景観づくり	犬山市景観条例、犬山市景観計画に基づき、それぞれの地域の特色や景観的特性を活かし、景観地区などの指定や良好な景観形成に著しく寄与する建造物の修景などに対する助成を行うなど、まちづくりを通じた景観づくりを進めます。また、犬山市歴史的風致維持向上計画を推進し、重点区域の拡大や見直しのほか、歴史的風致維持向上施設(道路、公園、歴史紹介施設などの公共施設)の整備を行います。
2	城下町地区の景観保全と創造	城下町地区の景観保全と創造を図るため、歴史的建物の保全や復元整備、公共施設の移転・整備を促進します。
3	市民参加の景観づくり	地域住民が誇りと愛着をもてるまちづくりを進めるため、市民組織の育成・支援に努めます。

道路・橋りょう

- 1 幹線道路の整備
- 2 生活道路の整備
- 3 安全な道づくり
- 4 橋りょうの整備

1 幹線道路の整備

施策301
都市計画課・整備課・土木管理課

▶現状・課題

経済の活性化、都市の健全な発展や市民生活の利便性向上に必要不可欠な役割を担っているのが道路であり、本市は広域幹線道路の国道41号が東西に横断し、南北に都市間連絡道として主要地方道春日井各務原線が縦断しています。

また、都市計画道路は、28路線が決定されており、現在は富岡荒井線や楽田桃花台線などの整備を積極的に進めています。現在の都市計画道路整備率（平成27年（2015年）3月現在）は、区画道路及び歩行者専用道路は100%となっている一方で、幹線道路については、整備率が約59%に留まっており、一部で朝夕に渋滞が恒常的に発生しています。

そのため、市街地への通過交通の流入軽減対策、鉄道との立体交差の整備を図るなど、さらなる道路整備が必要です。

また、車社会の進展と大型車両の増加により幹線道路の舗装の傷みが顕在化してきており、今後ますます幹線道路の適正な維持管理の推進が必要となります。

▶目指す姿と目標指標

市街地内環状線や地域間交通軸など幹線道路が整備され、また、維持管理が行き届き、市民がより快適かつ安全で安心して移動でき、市民生活の利便性が高いまちになっています。

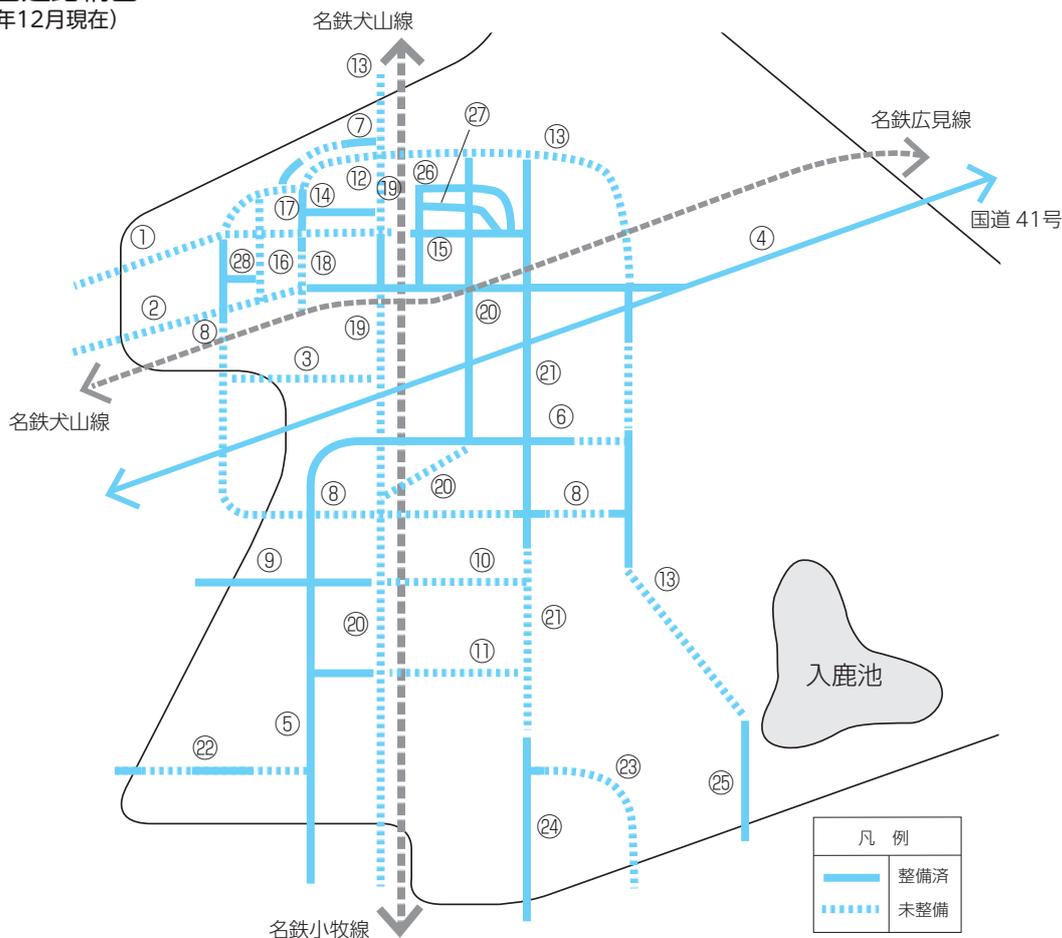
目標指標	単位	当初	実績値	目標値
				2022年度
◆都市計画道路（幹線道路）の整備率	%	52.5 (2009年度)	59.4 (2014年度)	65.0

都市計画道路（幹線道路）の総延長に対する整備済み延長の割合。整備済み延長の上昇を目指します。

▶施策の展開方向

1	都市計画道路等の整備推進と適切な維持管理	富岡荒井線（羽黒字高見交差点から字上小針交差点）、楽田桃花台線（市道富岡荒井・春日井犬山線から県道荒井大草線間）の整備を推進することで、市街地への流入軽減や渋滞の解消を図るとともに幹線道路の適切な維持管理に努め、良好な道路環境を保持します。また、必要に応じて、まちづくりの観点等から都市計画道路の見直しを検討します。
2	広域的な交通軸の整備	名濃バイパス建設促進期成同盟会を通じて国への要望を行い、広域幹線道路である国道41号の拡幅事業や、地域高規格道路である名濃道路（自動車専用道路）の建設を促進します。また、国道21号と接続するため、木曽川に新しい架橋を要望していきます。
3	都市間連絡道の整備	愛知県への要望を行い、市の南北軸となる主要地方道春日井各務原線、成田富士入鹿線及び岐阜県多治見市とを結ぶ主要地方道多治見犬山線などの建設を促進します。

都市計画道路網図
(平成28年12月現在)



都市計画道路の概要

(単位：m)

図番号	路線番号	路線名	市内延長	幅員
①	3.5.72	草井犬山線	2,130	12
②	3.4.10	一宮犬山線	4,770	16
③	3.4.360	橋爪高雄線	480	16
④	3.2.5	国道41号線	6,410	30
⑤	3.4.351	犬山公園小牧線	4,690	16
⑥	3.4.77	五郎丸前原線	2,410	16
⑦	3.5.352	川端線	2,750	12
⑧	3.4.18	犬山富士線	3,280	16
⑨	3.4.78	斎藤羽黒線	1,210	16
⑩	3.4.353	蟬屋長塚線	630	16
⑪	3.4.357	高岡線	1,530	16
⑫	3.4.356	城前線	740	16
⑬	3.3.44	成田富士入鹿線	9,170	23
⑭	7.7.351	新町線	390	4
⑮	3.3.57	犬山駅東線	880	25

図番号	路線番号	路線名	市内延長	幅員
⑯	3.4.355	浄心線	1,170	16
⑰	7.7.352	本町通線	600	4
⑱	3.4.354	犬山口通線	740	16
⑲	3.4.58	犬山大橋線	3,510	16
⑳	3.4.41	名古屋犬山線	7,040	18
㉑	3.5.358	富岡荒井線	6,430	12
㉒	3.5.63	大口楽田線	780	12
㉓	3.5.109	楽田桃花台線	1,230	12
㉔	3.4.17	犬山春日井線	1,270	16
㉕	3.5.53	明治村桃花台線	430	14
㉖	3.6.59	犬山富岡線	1,790	10
㉗	8.7.351	小杉線	510	6
㉘	3.5.359	中切線	360	12
	合計	28路線	67,330	

(資料 都市計画課)

重点事業

富岡荒井線道路整備事業

市の南北市街地を連絡する本路線の羽黒高見交差点から県道大県神社線にいたる区間を整備し、消火活動困難地域の解消や交通の緩和及び地域の発展を図ります。

楽田桃花台線道路整備事業

市南部地域の交通需要に対応するため、市道富岡荒井・春日井犬山線と県道荒井大草線間の東西交通軸である楽田桃花台線を整備し、渋滞緩和や歩行者などの安全を確保します。

2 生活道路の整備

施策302
整備課・土木管理課・地域安全課

▶現状・課題

生活道路は、市民生活の日常を支える最も身近で重要な生活基盤であり、災害時などは安全な避難路への導線となっています。

しかし、既成市街地内においては、道路境界まで建物が建ち並び、災害時に建物が倒壊し通行できない恐れのある地域もあり、緊急車両が通行可能な道路幅員を確保することが求められています。

また、災害時だけでなく、日常生活を送る上でも、歩道の設置など人にやさしい街づくりに対する要望は高く、道路の拡幅や歩車道分離など利便性の向上や街路灯の設置など安全・安心で快適な環境空間の形成に向けた道路整備の推進が求められています。

▶目指す姿と目標指標

市民生活に密着した身近な道路として、安全性確保のための良好な維持管理とともに、歩行者や自転車と自動車とが共存し安全かつ快適に利用できるよう、歩道・車道を新設、拡幅するなど道路環境が整っています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値
				2022年度
◆犬山市の道路は徒歩や自転車で安全・快適に通行できると思う市民の割合	%	20.9 (2010年度)	24.7 (2016年度)	30.0

市民意識調査で『市内の道路は、徒歩や自転車で安全・快適に通行できると思いますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。実績値の上昇を目指します。

▶施策の展開方向

1	生活道路の新設・拡幅整備	地区の要望に基づき、生活道路の現状と課題を把握し、地区にあった生活道路の新設・拡幅整備を推進します。
2	交通安全施設の整備	街路灯や反射鏡・区画線などの交通安全施設を整備するとともに、必要に応じて信号機の設置や交通規制の実施を関係機関に要請します。



3 安全な道づくり

施策303
整備課・土木管理課・地域安全課

▶現状・課題

本市では、急速に高齢化が進んでいるなか、高齢者や障害者はもちろん、歩行者の誰もが安全で安心して歩くことができるような環境が求められています。そのため、反射鏡などの安全施設が設置された交差点や段差が解消された歩道など、歩行者が安全で安心して通行できる歩行空間を目指して整備を進めています。

また、近年は、歩くことを通じた健康維持などのための遊歩道の設置や潤いある道路空間なども求められるようになってきています。そのため、歩車道が分離された都市計画道路の歩道など、歩行者空間のネットワーク化の形成とともに修景に配慮した道づくりが必要となっています。

▶目指す姿と目標指標

通学路をはじめ市民生活に密着した身近な道路の安全性が確保され、歩行者や自転車と自動車が共存する安全かつ快適に利用できる道路環境が整っています。また、駅や公共施設周辺道路が、ネットワーク化され、景観に配慮された歩行者空間として整備され、市民が散策しています。

目標指標	単位	当 初	実績値	目標値
				2022年度
◆ウォーキングトレイル事業整備率	%	3.0 (2009年度)	74.0 (2015年度)	100.0

ウォーキングトレイル事業（五条川左岸堤防を利用した遊歩道2.96km）の整備済延長／整備計画延長。整備計画延長すべての整備完了を目指します。

▶施策の展開方向

1	歩行空間の創出と バリアフリー化の推進	歩行空間が確保されていない道路や市街地での歩行空間としての用地確保が困難な箇所においては、路側帯のカラー化など簡易的な手法により歩行空間を視覚的に創出するとともに、道路から歩行者の通行に対する障害をなくすなどバリアフリー化を進めます。
2	交通安全施設の整備	街路灯や反射鏡、区画線などの交通安全施設を整備するとともに、必要に応じて信号機の設置や交通規制の実施を関係機関に要請します。
3	五条川左岸堤防を利用 した遊歩道の整備	新郷瀬川と五条川の分流地点から大口町との市境までを結ぶ五条川の左岸堤防を利用した遊歩道の整備を推進します。

▶重点事業

歩道整備事業（ウォーキングトレイル事業）	健康づくりをするための遊歩道として、新郷瀬川と五条川の分流地点から大口町との市境までの総延長2.96kmの五条川沿い左岸堤防を整備します。
----------------------	---

4 橋りょうの整備

施策304
整備課・土木管理課

▶現状・課題

市民生活の日常を支える最も身近で重要な道路施設の一つである橋りょうは、拡幅及び歩車道分離など利便性の向上や安全性の向上はもちろんのこと、災害時などには安全な避難路としての重要な施設であり、本市では、地震時に落橋せず緊急車両などが安全に通行できるよう、耐震化が必要な橋りょうについてこれまで耐震対策を進めています。

平成26年度（2014年度）に道路法が改正され、長寿命化を図る対象橋りょうが橋長2m以上となり、対象橋りょう数が増加するとともに、5年に1回の橋りょう点検が義務付けられました。個々の橋りょうに対して最も効率的・効果的な修繕計画を立て、計画的に実施することで、橋りょうの延命化や修繕・架け替えにかかる費用の縮減につなげていくことが必要です。

また、県が実施する災害対策事業である新郷瀬川などの河川改修工事にあわせて、市管理の橋りょうについて計画的に改築することで、万一の災害時においても安全・安心な避難路として利用できることが求められています。

▶目指す姿と目標指標

市民生活に密着した身近な生活道路の新設・拡幅に伴う橋りょうの新設・改築や橋りょうの長寿命化計画による定期的な点検に基づく修繕・改築（架け替え）が実施され、橋りょうの安全性が確保され、万一の災害時においても安全・安心な避難路として利用できるまちなっています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値
				2022年度
◆改築計画橋りょうの整備率	%	6.0 (2009年度)	55.6 (2015年度)	100.0

県が実施する新郷瀬川などの改修工事に伴う改築計画における改築済み橋りょうの割合。計画的に改築を実施することで100%を目指します。

◆長寿命化修繕計画による修繕箇所数	箇所	0 (2009年度)	1 (2015年度)	8
-------------------	----	---------------	---------------	---

長寿命化修繕計画を策定した橋りょうに対する修繕済み橋りょうの数。建設後50年以上を経過した橋りょうの修繕を計画通り実施します。

▶施策の展開方向

1	橋りょうの改築	車が通れないような狭い生活道路の拡幅及び道路新設改良に伴う橋りょうの改築・新設、また、県管理の一級河川（新郷瀬川・郷瀬川・合瀬川）や砂防河川の改修工事に伴う橋りょうの改築などで整備の推進を図ります。
2	橋りょうの長寿命化対策の推進	橋長2m以上の橋りょうにおいて長寿命化修繕計画を策定し、計画に基づいた定期点検や修繕などの維持管理を実施し、延命化を図ります。

公共交通

- 1 鉄道の利便性の向上
- 2 バスの利便性の向上

1 鉄道の利便性の向上

施策311
地域安全課・都市計画課・整備課

▶現状・課題

車社会が定着し、子どもや高齢者など車を利用できない人にとって、公共交通は日常生活を支える重要な役割を担っています。また、地球環境への負荷軽減といった環境面からも、公共交通の重要性はますます高くなっています。

本市は、名古屋鉄道の3路線（犬山線・小牧線・広見線）が通り、便数も多く、小牧線の一部は単線であるものの、その他の路線は全線複線化されており、名古屋市や岐阜市へ大変至便な環境にあります。また、市内には7つの駅が設置されていますが、なかでも犬山駅はターミナル（結節点）として、鉄道のみならず、バス、タクシーの拠点でもあることから多数の利用者があり、利便性向上のため、平成22年（2010年）にはエレベーターの設置が完了し、駅のバリアフリー化にも努めています。

また、平成24年度に楽田駅東広場整備、平成25年度に羽黒駅西広場整備を実施し、利便性の向上を図りました。今後は、羽黒駅、楽田駅、犬山口駅の駅周辺地区の活性化や歩行者などの安全確保などのため、駅周辺の整備を推進するとともに、引き続き、鉄道交通の利便性を活かした輸送能力の強化や輸送サービスの向上を図っていくことが必要です。

▶目指す姿と目標指標

名鉄小牧線が全線複線化されるなど、鉄道交通の輸送機能や輸送サービスが強化され、利便性が高く、多くの市民が鉄道を利用するまちなっています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値
				2022年度
◆鉄道利用者（乗降人員）	人	25,838 (2009年度)	29,017 (2015年度)	29,000

市内全駅での1日当たりの鉄道利用者（乗降人員）数。各駅周辺の活性化や輸送サービスの向上などを図ることで、平成27年度（2015年度）実績値29,000人前後の維持を目指します。

▶施策の展開方向

1	主要駅の機能強化	羽黒駅、楽田駅、犬山口駅の駅周辺地区の活性化事業にあわせて、バリアフリー化を推進するとともに、放置自転車対策等利便性の向上を図ります。
2	輸送機能の強化や輸送サービスの向上	本市をはじめ、江南市、小牧市など4市2町で構成される尾北地区広域交通網対策連絡協議会などを通じて、国や県などの関係機関への要望を行い、名鉄小牧線全線複線化を促進します。

2 バスの利便性の向上

施策312
地域安全課

▶現状・課題

バス交通は、住民の最も身近な交通手段としての役割と鉄道を補完し、市内の公共交通網を構成する役割をあわせて担ってきましたが、近年は、車社会の定着などにより、利用者が減少し、民間事業者も路線バス事業から撤退していくようになりました。そのため、本市においては、平成12年度（2000年度）より、既存の公共交通機関が存在しない交通空白地に在住する高齢者や自ら交通手段を持たない交通弱者に対するサービスとして、主要な公共施設や市街地などへ移動する手段となるコミュニティバス[※]の運行を4路線から開始しました。

平成25年11月からは、バスを3台増車し、5台8路線による新運行を開始しました。

乗車人数も平成27年度は84,091人となり、新運行導入前の平成21年度の23,480人と比べて約60,000人増加しました。

今後は、「まちづくり」の視点から地域公共交通全体のあり方を検討し、地域性や市民ニーズ等を考慮した上で、交通手段の一つとしてコミュニティバスを考えていく必要があります。

▶目指す姿と目標指標

効率的、効果的にコミュニティバスが運行され、交通空白地が解消し、誰もが安心して利用できる親しみ深い移動手段になっています。また、必要に応じて他の公共交通と連携した新たなバス運行の検討や導入も進んでいます。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値
				2022年度
◆コミュニティバスの利用者数	人	23,480 (2009年度)	84,091 (2015年度)	85,000
コミュニティバスの年間利用者数。地域公共交通として最適な方法により利用者数が約3.6倍に増加することを目指します。				
◆犬山市に住み続けたい理由として、公共交通の利便性を選択する市民の割合	%	14.7 (2009年度)	17.7 (2016年度)	25.0
市民意識調査で『これからも犬山市に住み続けたいと思いますか。』の設問に対して、「これからも住み続けたい」「住み続けたいが、他の場所に移るかもしれない」と回答した市民が、『住み続けたいと思う理由は何ですか。』という設問に対して「公共交通の便が良い」を選択した割合。4人に1人が選択することを目指します。				

▶施策の展開方向

1	コミュニティバスの効果的な運行	現行運行に対する様々な意見や要望に対してアンケート等を行い、利便性の向上に向けてダイヤ、運行路線、運行形態などを見直し、市民ニーズに合った運行を図るほか、広報紙などでコミュニティバスの運行をPRし、利用者の拡大を図ります。
2	コミュニティバスの運営・運行形態の点検と新たなバス運行の検討	交通空白地に対して地域の実情に応じた地域公共交通運行を検証します。また、市民ニーズを捉え、費用対効果を考慮し、利用者の利便性向上を図り、市民が満足いく新たなバス運行の検討も行います。
3	公共交通ネットワークの形成	地域にとって望ましい公共交通網の姿を、「まちづくり」の視点から明らかにし、地域の実情に即した輸送サービス（鉄道、路線バス、コミュニティバス、タクシーなど）を組み合わせることにより、最適な公共交通ネットワークの形成を目指します。

▶重点事業

コミュニティバスの運営・運行形態の見直し事業

高齢化が進展するなかで、交通弱者の移動手段として使いやすいコミュニティバスの運行を目指し、利用実績やアンケート調査などによるニーズ把握を行い、見直しを実施し、利便性の向上を図ります。



コミュニティバス乗車体験（産業振興祭）

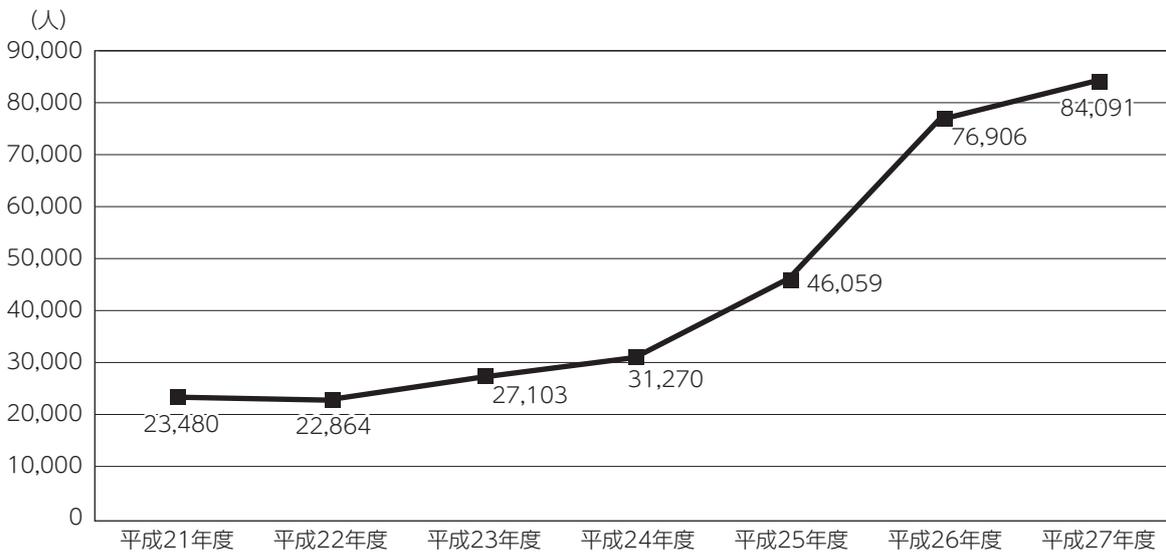


「コミュバスでまち見学」



コミュニティバス（犬山幼稚園児とともに）

コミュニティバス利用者数



(資料 地域安全課)

住宅・宅地

- 1 暮らしの場・住まいの場の提供
- 2 良好な住環境の形成

1 暮らしの場・住まいの場の提供

施策321
都市計画課・歴史まちづくり課・産業課

▶現状・課題

本市では、これまでに8箇所の土地区画整理事業^{*}の施行により約140haが整備され、また、市街化調整区域では大規模住宅団地が造成され、多くの宅地を供給してきました。

しかし、近年は、市街化調整区域における大規模開発に関する許可基準の改正などにより、新規の住宅地の供給は難しい状況となっています。

こうしたなかで、定住人口の維持は市の大きな課題となっており、市街化調整区域の集落においては後継者不足から学校や地域コミュニティの維持も不安視されています。

その他にも、本市は城下町の町家を中心として歴史的な建築物も多くあり、それらに魅力を感じて新たに店舗や住宅を希望する人も増えてきています。

そこで、名古屋などの職場から近く、自然豊かな里山や歴史ある城下町を抱えている本市の特徴を活かしながら、それぞれの人に合った多様な暮らし方を提案して、犬山で暮らしたいと思う方々を迎え入れることが重要となります。

そのためには市街化区域内において、都市的低・未利用地^{*}を活用した民間事業者による宅地造成や団地開発等を誘導していくことが必要に応じて求められます。

また今後増加が予想される空き家については、平成27年度（2015年度）に策定した「空家等対策計画」に基づいて流通促進や利活用を積極的に図ることにより、バランスの取れた住宅供給を行うことも求められます。

一方で、低廉な家賃で住宅を供給するため、昭和25年（1950年）～昭和34年に建築した8箇所の市営住宅を維持管理していますが、建設から50年以上を経過した木造住宅であり、老朽化が著しいため、移転集約化を図りながら、団地ごとの方針に基づいた活用を推進していきます。

▶目指す姿と目標指標

市街化区域内の低・未利用地や空き家の利活用などにより、「犬山らしい暮らしができる適切な住宅供給を行う」ことで定住人口の維持を目指すとともに、公営住宅は移転集約され、誰もが安心して生活できる住宅が供給されています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値
				2022年度
◆空き家バンクの成約件数	件	新規 (2016年度)	0 (2015年度)	30
「空家等対策計画」に基づき空家等の流通促進のために設置した「空き家情報提供サイト（空き家バンク）」の積極活用を図りながら、成約件数の増加を目指します。（年間5件を目標）				
◆集約化により廃止した市営住宅団地数	団地	0 (2009年度)	1 (2015年度)	3

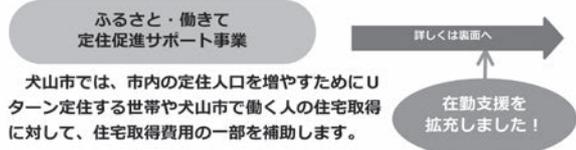
「公営住宅の取り組み」に基づき市営住宅の集約を図るため、移転等により小規模団地の廃止を目指します。

▶ 施策の展開方向

1	空き家の流通促進	所有者に対して住宅活用に関する情報提供を行うことにより、空き家を資源として認識してもらうよう啓発を行いながら、「空き家情報提供サイト（空き家バンク）」を活用することで流通の促進を図ります。
2	市街化調整区域における住宅供給	犬山で自然とともに暮らしたいと思う人に、市街化調整区域の住宅供給を行うための方案について研究を進めます。例えば、農業ができなくなり不要となった既存住宅を受け継いでもらうことや優良田園住宅制度などの新規住宅に対する施策の検討を行います。
3	歴史的建造物の保存・活用	犬山城下町を中心に存在する歴史的建築物は、単に保存するだけでなく、活用することで、活きた資産として将来へ引き継ぐ手法の検討を図ります。建築物が持つ時代・地域の生活を体験できるような、歴史を感じられる暮らしの場の保全を図ります。
4	市営住宅の適切な維持管理	市営住宅の適切な維持管理により長寿命化を図るとともに、老朽化した市営住宅については、将来需要を見据えて、建替えや複合化などの検討を図ります。小規模な団地は、移転集約を行い廃止することにより、それらの用地を、公共施設用地としたり、売却したりするなど、計画的な活用を図ります。

▶ 重点事業

ふるさと定住促進 サポート事業	犬山市に魅力や愛着を感じ、犬山市にいる親とともに暮らすことで、よりゆとりある快適生活を目指すため、市外から市内に移住する人たちを支援します。
働きて定住促進 サポート事業	犬山市で働きながら市外で暮らしている人が犬山市の魅力にひかれて市内に移住することを支援します。



ふるさと定住促進サポート事業（チラシ）

2 良好な住環境の形成

施策322
都市計画課・整備課

▶現状・課題

本市では、事業者や住民の合意形成により地区計画[※]制度を導入し、地区施設の指定、建築物の高さ・用途制限などを実施して、良好な住環境の保全、形成を図っています。地区施設道路については、1路線ごとの道路整備計画を立案し、道路拡幅を進めていくことなどの取組みを引き続き進めていく必要があります。

また、地震への対策としては、平成27年度（2015年度）に第2次犬山市建築物耐震改修促進計画（～平成32年度）を策定し、既存住宅の耐震診断及び耐震改修に関する施策や基本的な方針を示し、耐震化を進めています。なかでも、昭和56年（1981年）5月末以前に着工した民間木造住宅は、地震による建物倒壊の恐れがあることから、特に耐震化率の向上を図っていく必要があります。

さらに、本市では、犬山市建築設計事務所協会などと連携して「住宅相談」を行っており、市民が住宅に対して抱える不安を解消し、住宅耐震化・空き家の解消・定住の促進について啓発や相談を続けていく必要があります。

▶目指す姿と目標指標

地区計画制度の誘導などにより、豊かでゆとりある住まいと、良好で安全な住環境づくりが進んでいます。また、市内建築物の耐震化が進み、災害に強いまちになっています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値
				2022年度
◆住宅の耐震化率	%	82.3 (2010年度)	82.6 (2015年度)	95.0

住宅の耐震化率。犬山市耐震改修促進計画に基づき、耐震性を満たす住宅が95%となることを目指します。
(参考：平成25年（2013年）現在 住宅総数25,690戸)

▶施策の展開方向

1	地区計画による住環境形成	新規の大規模住宅団地において、事業者や住民との合意形成による地区計画制度の導入を促進し、建築物の高さや用途制限などを実施します。既存の住宅団地以外の地区計画区域においては、住宅などの建替え時における用地の取得を引き続き行い、地区計画内の道路拡幅整備工事を推進し、良好な住環境の保全、形成に努めます。
2	良好な住環境の形成	住宅の安全性の向上を図るため、市内の住宅事業関係者との連携により、民間木造住宅に対する耐震診断や昭和56年5月末以前に着工した民間木造住宅を対象とした耐震改修補助を行い、耐震化の促進を図るほか、関係機関と連携した「住宅相談」を実施し、市民の安全な家づくりの指導・相談を行います。

▶重点事業

民間木造住宅耐震改修補助事業	住宅の安全性の向上を図るため、昭和56年5月末以前に着工した耐震性の低い民間木造住宅を対象に耐震改修補助を行い、耐震化を促進します。
----------------	--

上水道

- 1 水道施設の整備と維持管理
- 2 安全でおいしい水の供給
- 3 効率的な事業運営

1 水道施設の整備と維持管理

施策331
水道課

▶現状・課題

本市の上水道は、昭和7年（1932年）に給水を開始して以来、使用者に良質な水を安定的に供給するために昭和26年より5期にわたる水道施設の拡張や統合を行って今日にいたっています。一方、既存の水道施設は、簡易水道から引き継いだものに加え、昭和40年代から50年代にかけて造成された大規模住宅団地の管路についても老朽化が進んできています。現在は、犬山市水道ビジョン^{*}（平成21年度（2009年度）～平成30年度）などに基づいて、災害時においても常に安定して給水ができるように耐震化も含め、老朽化した管路の布設替を毎年実施しているほか、浄配水施設の更新改良事業なども行っています。

しかし、今後、管路及び浄配水施設の老朽化が急速に進行することから、今まで以上に、老朽管布設替事業や浄配水施設の更新改良事業を進めていく必要があります。

▶目指す姿と目標指標

老朽化した管路及び浄配水施設の更新改良が進み、市民に対して安全な水が安定して供給されています。

目標指標	単位	当 初	実績値	目標値
				2022年度
◆年間配水管布設替延長	km	5.9 (2009年度)	6.8 (2015年度)	7.5

年間の配水管布設替延長。水道ビジョンの目標値を上回る7.5kmを目指します。

▶施策の展開方向

1	老朽管の布設替・浄配水施設の更新改良の推進	日常生活だけでなく、災害時であっても常に安定した給水が可能となるよう、「犬山市水道ビジョン」などに基づき、計画的な整備と改良を進めます。
---	-----------------------	--

▶重点事業

老朽管の布設替・浄配水施設の更新改良事業	水道水を安定して供給し続けるために、老朽化した管路及び浄配水施設の計画的な更新を行い、災害時においても安全な水が安定して供給できるよう更新改良事業を進めます。
----------------------	---

2 安全でおいしい水の供給

施策332
水道課

▶現状・課題

本市の水道供給は、自己水*である羽黒、城東、楽田、楽田東部の各地下水系及び木曾川表流水の白山水系と愛知県営水道から受水する県水系からなっています。

これらの水道供給施設については、平成14年度（2002年度）に水質に関する危機管理マニュアルを策定し、平成20年度には水道供給施設への侵入防止を目的としたセキュリティ設備を設置しました。また、厚生労働省の登録機関による詳細な水質検査の実施や浄水場等運転管理業務委託業者による日常的な管理によって、安全な水を供給できる施設として維持管理を行っています。

市民がいつでもおいしく安心して利用できる水道水を安定的に供給することは、市民の健康を維持する上で最も重要です。

今後も、水質検査計画に基づき、水質管理の強化を図り、水源から給水栓にいたるまでの水の安全性を確保し、また、引き続き地下水系や白山水系など自己水の効率的な活用を図ることが求められています。



犬山城と木曾川

▶目指す姿と目標指標

市民がいつでもおいしく安心して水道水を利用できるまちなっています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値
				2022年度
◆自己水率	%	42.7 (2009年度)	37.4 (2015年度)	38.0

年間自己水配水量／年間総配水量。給水区域の見直しにより自己水の確保を図り、目標年次において自己水率38%の確保を目指します。

▶施策の展開方向

1	水質管理の強化	水質管理は、市民の健康を維持する上で最も重要なことであり、水質検査計画に基づき、市民がいつでもおいしく安心して利用できる水道水を供給するため、適切な水質検査に努めます。
2	自己水の有効活用	災害時においても安定した給水ができるよう、自己水の維持管理を適切に行い、最大限の有効活用を図ります。

3 効率的な事業運営

施策333
水道課

▶現状・課題

本市の水道事業は、水道使用者からの水道料金により事業運営を行っており、常に効率的な経営を行っています。その一つとして、平成12年度（2000年度）から浄水場などの運転管理業務、平成15年度から料金徴収業務について外部委託を進め、経費の削減に努めています。

一方、施設や管路については老朽化が進み、今後の施設更新や耐震化事業が、将来の水道事業に影響を及ぼすことが懸念されています。

そのため、今後の施設などの更新や耐震化が計画的に実施できるよう、将来を見据えた効率的な事業運営と安定的な経営が求められています。

▶目指す姿と目標指標

計画的な施設などの更新や耐震化と安定的な経営がなされ、効率的に水道事業が運営されています。

目標指標	単位	当 初	実績値	目標値
				2022年度
◆年間有収率*	%	88.6 (2009年度)	88.7 (2015年度)	92.6

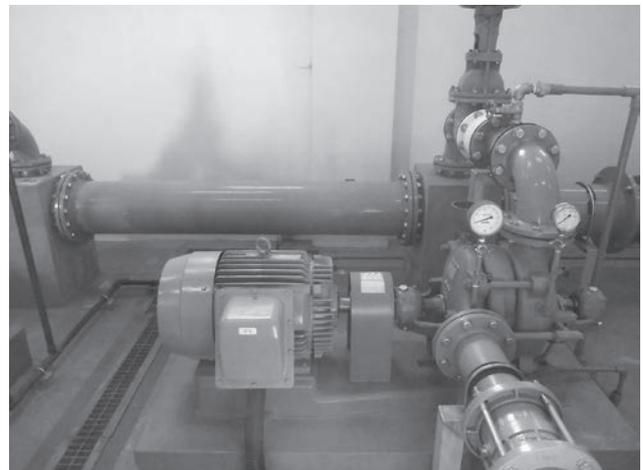
年間有収水量／年間配水量。水道ビジョン*の計画値を目指します。

▶施策の展開方向

1	有収率の向上及び環境への配慮	経営基盤の強化を図るため、市内を計画的に調査し、漏水箇所の修繕により有収率の向上を図り、水道事業の効率化に努めます。また、この取組みにより電力消費量の抑制をし、地球温暖化防止など環境改善も推進します。
2	業務の効率化	水道事業は水道料金で運営していることから、無駄を省いた経営を行う必要があり、システムなどの改善や民間への一部業務委託の継続などにより、効率的な経営を図ります。
3	水道施設整備の計画的な更新	計画的に施設などの更新や耐震化を図るとともに、将来の水需要や経済性などを勘案し、効率的な水道施設の更新を図ります。



城東浄水場



ポンプ設備

下水道

- 1 公共下水道の整備
- 2 公共下水道施設及び農業集落排水施設の適切な維持管理
- 3 下水道事業の健全経営

1 公共下水道の整備

施策341
下水道課

▶現状・課題

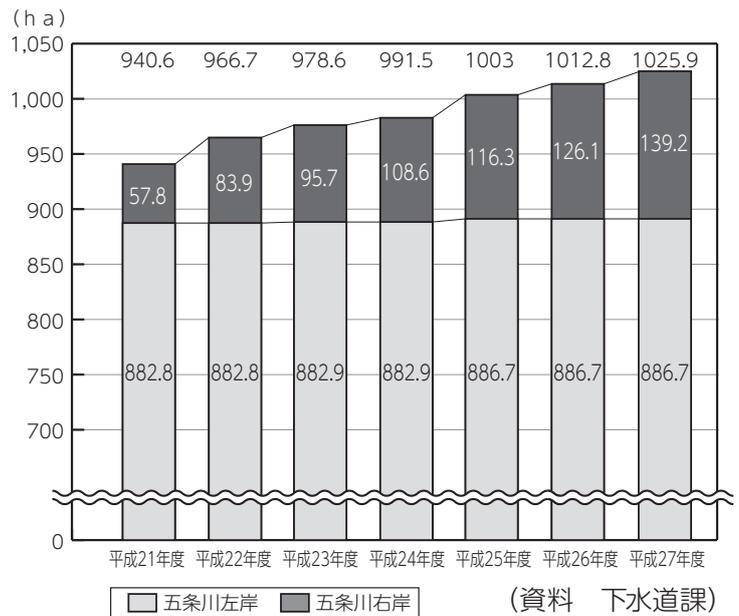
本市の公共下水道は、平成元年（1989年）に供用を開始して以降、整備を進め、五条川左岸処理区（計画面積1,320ha）については、平成21年度末で市街化調整区域と合わせて882.8haを整備し、市街化区域の整備は完了しました。

また、五条川右岸処理区（計画面積258ha）については、平成17年度より事業着手し、平成27年度末までに139.2haの整備を行いました。

しかし、下水道人口普及率は、65.4%に留まっており、全国平均の77.8%を下回っています。

下水道整備は生活環境の改善と、公共用水域の水質保全を図るための重要な都市基盤であることから、特に全域が市街化区域で、住宅が密集する五条川右岸処理区については、汚水管きよの早期整備を進める必要があります。

下水道整備面積の推移



▶目指す姿と目標指標

五条川右岸処理区の70%（180ha）の整備が完了し、五条川左岸処理区の整備完了済の区域と合わせ、約5万人の市民が下水道を使えるまちになっています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値
				2022年度
◆五条川右岸処理区下水道人口普及率	%	19.7 (2009年度)	56.6 (2015年度)	88.0

右岸処理区の全人口に対する右岸処理区整備完了区域内の人口割合。人口普及率88%の達成を目指します。

▶施策の展開方向

1	五条川右岸処理区 の整備促進	流域幹線の整備に合わせて上坂地区、橋爪・五郎丸地区、上野地区、三笠地区の整備を図ります。また、右岸処理区全域の事業認可の取得を行います。
2	前原台地の 下水道整備	事業認可区域の前原台地では集中浄化槽の老朽化により維持管理が困難となったため、市の整備方針を見直し、早期に事業着手できるように地元協議を進めます。

▶重点事業

五条川右岸処理区 の整備事業	流域幹線の整備により橋爪・五郎丸地区56ha、上野地区23ha、三笠地区7haの整備を行います。
-------------------	--

2 公共下水道施設及び農業集落排水施設の適切な維持管理

施策342
下水道課

▶現状・課題

本市では、公共下水道施設及び農業集落排水施設の円滑な機能を保持するために、更生工事、部分補修工事、人孔補修工事や管きよの清掃を実施しています。また、マンホール蓋の取替工事による長寿命化も行き、施設の適切な維持管理を行っています。

しかし、楽田地区においては、管きよの建設後30年を迎え、長者町団地地区においては、管きよの建設後40年を迎えようとしています。これらの老朽管については、調査を実施し、必要に応じて、更新、補修工事を行っていく必要があります。

公共下水道施設及び農業集落排水施設に起因する道路陥没や、マンホールポンプの機能停止による事故などは市民生活に直接影響を及ぼします。そこで、汚水処理機能の保持を図るため、公共下水道施設及び農業集落排水施設の計画的な点検・管理を行うことにより、施設の延命化を図り、管きよ破損などに起因する事故を未然に防止することが必要です。

また、接続後の事業場排水の水質検査を定期的実施し、適切な水質基準での排水を指導していく必要があります。

▶目指す姿と目標指標

公共下水道施設及び農業集落排水施設の適切な管理、計画的な補修が行われ、管きよ破損などによる汚水処理機能の停止がなく、市民が快適に下水道を使用しています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値
				2022年度
◆不明水率	%	26.0 (2009年度)	29.0 (2015年度)	20.0

地下水、雨水などの下水道管きよへの侵入率。国の下水道設計指針に基づき、不明水率20%の達成を目指します。

▶施策の展開方向

1	修繕計画に基づく計画的な維持管理	管きよやマンホールの点検、調査を行い、不良箇所については、計画的に修繕工事を実施し、道路陥没事故や管きよ閉塞による機能停止を未然に防ぎます。また、マンホールポンプの長期修繕計画を作成し、計画的に修繕を行うとともに、保守・点検を定期的に行います。
2	排水への意識啓発	有害物質を排水する事業所については、下水排除基準に基づき、除害施設の設置を指導し、定期的に水質検査を実施します。特に水質基準を上まわる事業所については、指導勧告を行います。
3	入鹿浄化センターの適切な維持管理	入鹿浄化センターの運転業務を委託し、定期的に保守・点検を行い適切に運転管理します。また、長期修繕計画を作成し、計画的に修繕工事を行い、浄化センターの延命化を図ります。

3 下水道事業の健全経営

施策343
下水道課

▶現状・課題

下水道事業を継続的に進めていくためには、健全な経営状態を維持することが不可欠となります。下水道事業の健全経営に向けては、整備を行った地区の水洗化率を上げ、安定した使用料収入を得ることが必要です。本市における水洗化率をみると、平成27年度（2015年度）末で83.8%となっており、約15%の世帯や事業所が、下水道に接続していない状況です。今後、未接続の世帯や事業所に対しては、面談やチラシ配布によるPR活動を積極的に進め、接続を促進していく必要があります。

一方で、近年の節水型機器の普及や節水意識の向上により、1世帯当たりの下水道使用量は減少傾向にあり、接続件数が増加しても使用料収入は伸びにくい状況になっています。使用料収入は、下水道施設の修繕工事や県への維持管理負担金にあてられることから、これらの収入が著しく不足すると、下水道施設の適切な維持管理に支障をきたす恐れもあります。

そのため、下水道使用料の着実な徴収を実施するとともに、適正な事業計画のもとに事業を進めていくことが求められています。

また、平成30年度を目標に、下水道事業に公営企業会計を適用させ、経営状況の把握に努めます。

▶目指す姿と目標指標

下水道事業が健全に経営され、下水道施設の維持管理が計画的に実施されています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値
				2022年度
◆水洗化率	%	84.1 (2009年度)	83.8 (2015年度)	87.0

下水道整備区域内人口に対する下水道へ接続し水洗化した人口の割合。同等規模人口の全国平均87%の達成を目指します。

▶施策の展開方向

1	未接続世帯、事業所の接続促進	下水道整備により供用開始した区域には、早期に下水道へ接続してもらうため、各世帯や事業所への訪問による接続依頼を行って、接続を促進し、収入原資の増加に努めます。
2	下水道使用料の徴収	下水道使用料について、支払い方法の簡略化や、未収納な世帯への督促の強化を図るなどにより着実な徴収を行い、収納率の向上を図ります。

